

第 39 号 議 案

令 和 4 年 9 月 27 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 4 年 9 月 22 日付 4 議事第 199 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名
第 205 号 議 案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
意 見
異議ありません。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<p>育児休業法第2条第1項の条例で定める日 第2条の3第2号</p> <p>第3号 イ ロ</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】</p> <p>○ 非常勤職員が子の1歳2か月に達する日まで育児休業を取得できる場合（いわゆる「パパ・ママ育休プラス」）の要件のうち、「配偶者（事実婚を含む。以下同じ。）が子の1歳到達日以前のいずれかの日において育児休業をしている場合」とする要件について、パートナーシップ関係の相手方も同様の取扱いとするため規定を整備</p> <p>「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」</p> <p>→「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」</p> <p>○ 非常勤職員が子の1歳6か月到達日まで育児休業を取得できる場合の要件のうち、配偶者に係る要件について、パートナーシップ関係の相手方も同様の取扱いとするため規定を整備</p> <p>・「子の1歳到達日に職員又は配偶者が育児休業をしている場合」</p> <p>→「子の1歳到達日に職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が育児休業をしている場合」</p> <p>他</p>
<p>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合 第2条の4</p> <p>第1号</p> <p>第2号</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】</p> <p>○ 非常勤職員が子の2歳に達するまで育児休業を取得できる場合の要件のうち、配偶者に係る要件について、パートナーシップ関係の相手方も同様の取扱いとするため規定を整備</p> <p>・「子の1歳6か月到達日に職員又は配偶者が育児休業をしている場合」</p> <p>→「子の1歳6か月到達日に職員若しくはパートナーシップ関係の相手方が育児休業をしている場合」</p> <p>他</p>
<p>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情 第3条第5号</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】</p> <p>○ 再度の育児休業の要件のうち、配偶者に係る要件について、パートナーシップ関係の相手方も同様の取扱いとするため規定を整備</p> <p>・配偶者が負傷疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等により育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生じることとなった</p> <p>→配偶者に「パートナーシップ関係の相手方」を追加</p>

<p>育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情</p> <p>第4条</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業期間の再度の延長ができる要件のうち、配偶者に係る要件について、パートナーシップ関係の相手方も同様の取扱いとするため規定を整備 ・配偶者が負傷疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等により育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生じることとなった <p>→配偶者に「パートナーシップ関係の相手方」を追加</p>
<p>育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情</p> <p>第7条第7号</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再度の育児短時間勤務の要件のうち、配偶者に係る要件について、パートナーシップ関係の相手方も同様の取扱いとするため規定を整備 ・配偶者が負傷疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等により育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生じることとなった <p>→配偶者に「パートナーシップ関係の相手方」を追加</p>
<p>妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等</p> <p>第17条第1項</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 任命権者の措置義務（職員又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置）について、パートナーシップ関係の相手方の妊娠、出産等も配偶者の妊娠、出産等と同様の取扱いとするため規定を整備
<p>施行期日</p> <p>附則</p>	<p>令和4年11月1日</p>

4 議事第 199 号
令和 4 年 9 月 22 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 4 年第 3 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 205 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第二百五号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三号イ及びロ中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二条の四第一号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第二号中「の配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、**「当該配偶者」**の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第五号、第四条及び第七条第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十七条第一項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

（提案理由）

第二百五号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、再度の育児休業の取得に係る要件を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二条の二まで（現行のとおり） （育児休業法第二条第一項の条例で定める日）</p> <p>第二条の三（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得</p>	<p>第一条から第二条の二まで（略） （育児休業法第二条第一項の条例で定める日）</p> <p>第二条の三（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条の規定による産前産後の休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第十六条第一項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、</p>

日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条の規定による産前産後の休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第十六条第一項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三（現行のとおり）

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期

当該経過する日）

三（略）

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期

間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方が当該子の一歳到達日(当該配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 (現行のとおり)

第二条の四 (略)

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方が当該子の一歳六か月到達日(当該配偶者又はパートナースhip関係の相手方がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

三及び四 (現行のとおり)

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

五 配偶者又はパートナースhip関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナースhip関係の相手方と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

六及び七 (現行のとおり)

第三条の二 (現行のとおり)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第四条 育児休業法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナースhip関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナースhip関係の相手方と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

第五条及び第六条 (現行のとおり)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第七条 (現行のとおり)

三及び四 (略)

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (略)

一から四まで (略)

五 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

六及び七 (略)

第三条の二 (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第四条 育児休業法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

第五条及び第六条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第七条 (略)

一から六まで (現行のとおり)

七 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児短時間勤務に係る子について再度の育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第八条から第十六条まで (現行のとおり)

(妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等)

第十七条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (現行のとおり)

第十八条及び第十九条 (現行のとおり)

一から六まで (略)

七 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児短時間勤務に係る子について再度の育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第八条から第十六条まで (略)

(妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等)

第十七条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

第十八条及び第十九条 (略)